破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
三重県名張市すずらん台西３番町35番地
破産者　長谷　充也
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５２号
三重県伊賀市西高倉4988番地の51
破産者　杉山　　弘
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第８３号
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口1139番地97
破産者　岡田　章江
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４７号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１－３－２　コンシェール西大和Ｂ－102、開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇339番地１
破産者　季節こと　福田　政美
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
奈良県御所市744番地の４
破産者　茅早　圭二（旧姓島田）
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目８－９、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　102―22
破産者　吉村真治こと　吉村　眞治
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
奈良県御所市1509番地の２
破産者　赤坂電器東店こと　赤坂　　勗
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
奈良県橿原市四分町291番地　四分団地Ｃ―24
破産者　山本　明美
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
奈良県磯城郡三宅町大字石見112番地の46
破産者　夢さろん恵こと　宮本惠美子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
奈良県宇陀市大字陀本郷511番地の２
破産者　森川　元**達**
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
奈良県橿原市内膳町５丁目４番17―206号　エスリード大和八木
破産者　佐々木優理子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
奈良県橿原市大軽町255番地の１　セゾン大軽201
破産者　松本　光永（旧姓追分）
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
仙台市太白区長町４丁目３番30―304号
破産者　熊谷香保子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
仙台市若林区六丁の目北町８番３号　エスポワール翠明113
破産者　大村　光一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番８―202号
破産者　齋藤二三夫
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
茨城県鹿嶋市大字宮中64番地８
破産者　松島　龍治
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８４号
茨城県鹿嶋市大字宮中21番地３
破産者　松島　　健
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２２４号
埼玉県熊谷市肥塚482番地17
破産者　小島　義昭
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４１５号
神奈川県綾瀬市大上６丁目20番９号　パークフェスティア柏台304
破産者　西村　宜丈
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部